

提案募集要領

280MHz 帯の周波数を使用するセンサーネットワーク等の無線局のサービスイメージ及び端末料金などの商用化に関する具体的な計画、無線設備の技術的条件、システムへの要求条件等について提案される方は、下記により提案書を提出してください。

記

1 様式

適宜様式（Word、PowerPoint 等）に氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、以下の項目を必ず含めた上で、提出期限までに日本語にてご提出ください。

- (1) システムの概要
- (2) サービスイメージ
- (3) 無線設備の技術的条件
- (4) システムへの要求条件
- (5) 商用化に関する具体的な計画
 - サービス開始の時期
 - 料金のイメージ
 - 端末の価格

また、提案いただくシステムは、公募に当たっての前提条件（別添）と整合したものに限りませう。

2 提出期限

平成 26 年 5 月 12 日（月）午後 5 時必着とします。

3 提出方法

提案は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、FAX、持参又は郵送の場合、提出頂いた提案を電子媒体により提出していただくようお願いすることがありますので、その際はご協力願います。

電子媒体の条件は、次のとおりです。

○記録媒体：CD-R、DVD-R 又は USB メモリ

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○記録媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた記録媒体は、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

【電子メールの場合】

電子メールアドレス：enhanced-mobile_atmark_ml.soumu.go.jp

（※スパムメール防止のため、@を「_atmark_」と表示していますので、ご送信の際は「_atmark_」を@に直してください。）

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 第二技術係 宛

なお、電子メールの受取可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

【FAXの場合】（※担当に電話連絡後、送付してください。）

電話番号：03-5253-5893

FAX番号：03-5253-5946

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 第二技術係 宛

【持参又は郵送の場合】（平成26年5月12日（月）午後5時必着）

送付先住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 第二技術係 宛

4 留意事項

(1) 提案の取扱い

提出された提案内容については、後日、公表する予定です。

その際、提出された方の氏名及び所属（法人等にあつてはその名称）に関する情報についても併せて公表する予定です。提案内容等は原則開示を想定しておりますが、不都合がある場合はご連絡ください。

なお、「商用化に関する具体的な計画」の項目については、希望があれば公表しないこととしますので、公表しないことを希望する場合、公表しないことを希望する部分をご連絡ください。

また、「商用化に関する具体的な計画」を含め、提出された提案内容の全部又は一部は、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会における検討に活用することとします。

(2) 提案内容の聴取

提出された提案内容の詳細を把握するため、提案者から、その内容や当該方式の技術的実現性等を説明していただくことがあります。説明を求める場合は、移動通信課第二技術係より提案者に事前にご連絡いたしますので、あらかじめご了承ください。

なお、説明に当たって発生する交通費等は支給されません。

(3) 今後の予定

提出された提案内容を参考として、陸上無線通信委員会において要求条件や技術的条件の詳細な検討を行います。

提案されたシステムの技術的条件をとりまとめるためには、提案者には、技術情報その他の提案内容について同委員会において詳細な説明をいただくこと、十分な試験データの提出等、調査・検討へご協力いただくことが必要となりますので、その旨あらかじめご了承ください。

提案募集に当たっての前提条件

280MHz 帯の周波数を使用するセンサーネットワーク等の無線局の無線設備の技術的条件、システムイメージ及びシステムへの要求条件の提案募集に当たっては、下記の事項を前提条件とします。

記

- センサーネットワーク又はこれに類するデータ通信システムの実現に資するものであること。
- 周波数割当計画（平成 24 年総務省告示第 471 号）で無線呼出用に利用できるとされている 276.65MHz から 277.95MHz まで、278.15MHz から 279.15MHz まで及び 279.95MHz から 287.95MHz までの周波数帯を使用するものであること。
- 特定のメーカーのみが製造できるものではないこと。
- 技術的に実現可能な方式であること。